

三島町のまちづくりに ご協力ください



～ふるさと納税制度のご案内～

>>>ふるさと納税制度とは<<<<

“三島町を応援したい” “三島町の力になりたい”

そんなあなたの想いを「寄附金」の形にして応援していただくと、

住民税や所得税が軽減される制度です。

**三島町では、皆様からいただいた「ふるさと納税（寄附金）」を
まちづくりに大切に活用させていただきます。**

～三島町のまちづくりについて～

全国に先駆けて昭和49年より都市との交流を目的とした「ふるさと運動」をスタートさせ、この運動により過疎山村の振興策の流れが生まれました。現在まで、伝統文化・産業等の振興を図り地域の連帯感を図る「地区プライド運動」、豊かな暮らしの基本である健康を守るための「有機農業運動」や「健康づくり運動」といった各種施策を展開してきました。また、昭和56年から取り組んでいる「生活工芸運動」は、暮らしの中から生まれた伝統的なものづくりの技と豊かな自然を現代の生活にも活かしていく運動として、高齢者を中心に盛んに取り組まれ、平成15年には国の伝統的工芸品の指定を受けました。

今も桐の植栽を奨励しているのは、全国で三島町だけです。日本一の桐の里、町中が紫に染まる「桐源郷（とうげんきょう）」を目指します。また、地域資源を生かした観光・地場産業の振興による経済の活性化、少子高齢化に対応した福祉・健康づくりの充実に努め、町民との協働による町づくりを進めます。

>>>>>お問い合わせ・お申し込み先<<<<<

三島町役場総務課

TEL0241-48-5515 FAX0241-48-5544

〒969-7511 福島県大沼郡三島町大字宮下字宮下 350

E-mail : soumu-m@town.mishima.fukushima.jp

ホームページ : <http://www.town.mishima.fukushima.jp>

制度の概要

【控除対象者】 個人住民税の納税義務のある方です。

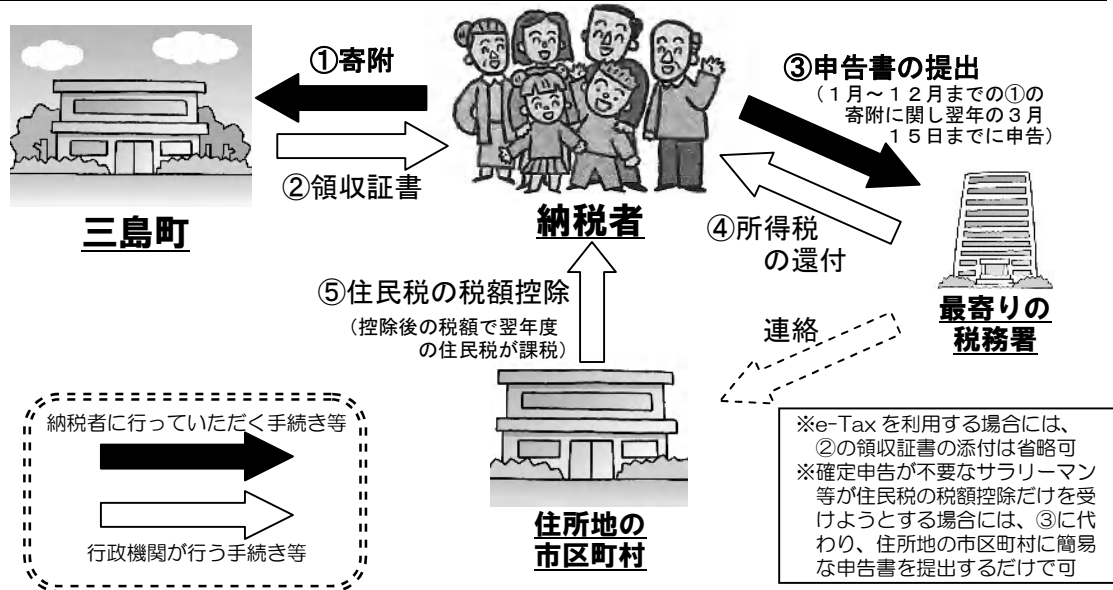
【控除方式】 税額控除方式

【控除対象となる寄附金額】 寄附された金額のうち、5,000円は控除の対象とはなりません。したがって、寄附された金額が5,000円以下である場合は、軽減されません。

【控除額の上限】 個人住民税所得割額の1割以内が限度となっています。

※税額控除の適用額の計算に当たり、ふるさと納税額（寄附額）は合算されますので、複数の自治体にふるさと納税する場合は、税額控除の適用上限にお気をつけください。

手続きの流れ



寄附金控除の計算例

給与収入700万円で 夫婦 + 子ども2人
(所得税の限界税率10% 住民税所得割額293,500円)

4万円の寄附金をした場合

住民税の税額控除	所得税の所得控除による税額軽減	寄附金控除の対象外
3万1,500円	3,500円	5,000円
(寄附金額 - 5,000円) × 10% (一律) = (40,000 - 5,000) × 10% = <u>3,500円</u> (基本控除)	(寄附金額 - 5,000円) × (90% - 所得税の限界税率) = (40,000 - 5,000) × (90% - 10%) = <u>28,000円</u> (特例控除) ※住民税所得割額の1割以内	(寄附金額 - 5,000円) × 10% (所得税の限界税率) = (40,000 - 5,000) × 10% = <u>3,500円</u>

寄附金4万円のうち3万5千円が寄附金控除の対象となります。

その他、寄附金額に応じた税額軽減額 (参考)

寄附金額	税額軽減額
30,000円	25,000円
40,000円	35,000円
41,000円	36,000円
42,000円	36,800円
50,000円	38,400円
80,000円	44,400円
100,000円	48,400円